

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成7年1月から8年12月までの標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から9年1月31日まで

社会保険事務所の職員が来て標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることを知った。代表取締役の夫が一切の経営をしていたので社会保険関係の手続については分からないが、夫によれば、当時、会社の経営が苦しくて保険料の納付が遅れたことはあったものの、標準報酬月額を減額するようなことはしなかったとのことであり、納得がいかないので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年1月から8年12月までは24万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年1月31日以降の同年2月10日に、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、7年1月から8年12月まで9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は取締役であるが、一切の経営は代表取締役であるその夫が行っていたとしている上、減額訂正されたのはA社の破産手続開始後であり、その夫には既に業務を執行する責任が無く、社会保険に係る事務については破産管財人の権限に属すると考えられることから、申立人は、標準報酬月額を遡^{そきゅう}及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは

認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年1月から8年12月までは24万円に訂正することが必要と認められる。

山梨厚生年金 事案 144

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成7年1月から8年12月までの標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から9年1月31日まで
社会保険事務所の職員が来て標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることを知った。当時、会社の経営が苦しくて保険料の納付が遅れたことはあったものの、標準報酬月額を減額するようなことはしなかった。平成9年に会社が倒産し、会社の整理は弁護士に依頼したが、裁判所への届出など必要な手続は私自身がしており、私自身そのような手続をした覚えはないので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年1月から8年12月までは47万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年1月31日以降の同年2月10日に、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、7年1月から8年12月まで9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は代表取締役であるが、減額訂正されたのはA社の破産手続開始後であり、申立人には既に業務を執行する責任が無く、社会保険に係る事務については破産管財人の権限に属すると考えられることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年1月から8年12月までは47万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 59 年 12 月までの期間、60 年 4 月から同年 8 月までの期間及び同年 11 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月から 59 年 12 月まで
② 昭和 60 年 4 月から同年 8 月まで
③ 昭和 60 年 11 月から 62 年 3 月まで

私の国民年金は、母が手続及び納付をしてくれた。母は、国民年金保険料は地区の集金で納付し、払わなかったことは無いと言っており、社会保険事務所の記録に申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳から国民年金に加入し、その保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿に、昭和 60 年 1 月 11 日払出しとなっていることから、25 歳のころに加入手続がとられたと推認できる。

また、申立期間①について、加入手続がとられた時点では、昭和 57 年 12 月以前は時効により納付できない期間であり、58 年 1 月から 59 年 3 月までは過年度保険料の期間であるため、地区の納付組織では納付ができない。

さらに、申立人は、申立期間①から③のいずれの期間においても、国民年金への加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親に確認しても「払わなかったことはない。」というほかに納付を確認できる周辺事情及び証言が得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 145

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年5月19日から21年5月1日まで
② 昭和25年5月31日から30年8月1日まで
③ 昭和30年12月26日から32年6月1日まで
④ 昭和32年9月1日から33年1月1日まで
⑤ 昭和33年11月26日から34年8月1日まで
⑥ 昭和36年7月31日から37年1月4日まで
⑦ 昭和39年10月1日から41年7月10日まで

申立期間①から⑥までの事業所では、溶接の腕を買われて日本全国の様々な現場で仕事をしてきたのに、勤務していた期間の一部しか厚生年金保険の記録が無いことは納得がいかない。また、申立期間⑦は、ほかの兄弟と一緒に弟の経営する事業所に勤務していた。同じころ勤務していた弟の記録は有るのに自分の記録が無いことは納得がいかない。

すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥までについては、それぞれの事業所において一部厚生年金保険の被保険者であった期間が確認できる上、業務に従事していた現場の写真を所持していることから、勤務していた期間は特定できないものの、それぞれの事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和17年6月1日前の期間については、労働者年金保険法の施行前の期間であり、申立人が同法の被保険者として保険料が控除されていた事情はうかがえない。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所

となった日は、昭和 30 年 5 月 1 日であり、申立期間①及び②のうち同日前の期間については、同社が適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、各事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主はいずれも所在が不明である上、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚は、死亡又は連絡先不明により証言を得ることができないことから、申立人の勤務当時の状況及び保険料控除の事実等について確認することができない。

申立期間⑦については、B社の共同経営者であった弟（五男）及び申立人と同じころ同社に勤務していた弟（八男）が、申立人が勤務していたことを証言していることから、勤務していた期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の取締役であった弟（五男）に聴取したところ、事業所の厚生年金保険の適用に係る事務は行っていなかったため、申立人の厚生年金保険の資格取得及び保険料控除についての記憶は無いと証言していることから、申立人の同社における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。